

考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心

12月4日(火)～10日(月)は
人権週間

第25回 隣保館まつり 人権標語特選作品

ぼくはいう
いじめはだめと でっかいこえで
荘原小学校1年 いとが 糸賀 いぶき 依吹さん

知らないよ かんけないよと
にげないで
平田小学校3年 ひの 日野 けいた 敬太さん

ひきょうだよ
ひそひそこそそ 知らんぷり
塩冶小学校6年 こぼやし 小林 の 望乃さん

偏見で ものを見ないで 言わないで
第一中学校3年 うしひら 氏平 れいな 伶那さん

無関心 そんな大人が 差別生む
芦渡町 たかみ 高見 ちえこ 千恵子さん

1948年(昭和23年)12月10日の国連総会で世界人権宣言が採択されて以来、国連では毎年12月10日を「人権デー」と定め、本年で63年を迎えます。

わが国では、世界人権宣言が採択された翌年の1949年(昭和24年)から、毎年12月10日を最終日とする1週間を「人権週間」としています。今年は、次の強調事項を掲げて、広く人権意識の高揚を呼びかけています。

- ◎女性の人権を守ろう
- ◎子どもの人権を守ろう
- ◎高齢者を大切にすることを育てよう
- ◎障がいのある人の自立と社会参加を進めよう
- ◎部落差別をなくそう
- ◎アイヌの人々に対する理解を深めよう
- ◎外国人の人権を尊重しよう
- ◎HIV感染者やハンセン病患者等に対する偏見をなくそう
- ◎刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう
- ◎犯罪被害者とその家族の人権に配慮しよう
- ◎インターネットを悪用した人権侵害をやめよう
- ◎北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう
- ◎ホームレスに対する偏見をなくそう
- ◎性的指向を理由とする差別をなくそう
- ◎性同一性障がいを理由とする差別をなくそう
- ◎人身取引をなくそう
- ◎東日本大震災に起因する人権問題に取り組もう

●おたずね/人権同和政策課
(☎ 22 - 7506)

国民年金シリーズ

応援します いきいきライフ

②控除証明書の送付
について

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書が送付されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は、所得税及び住民税申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料を対象に全額が社会保険料控除の対象となります。この控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、日本年金機構から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告まで大切に保管してください。

○平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料の納付がある方については、

11月上旬に日本年金機構本部から送付されます。

○平成24年10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方については、**来年の2月上旬に送付されます。**

○ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご自身の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

国民年金に関するおたずね/日本年金機構出雲年金事務所 (☎ 24-0042)
保険年金課 (☎ 21-6982)、各支所年金担当課

平成25年度から、個人住民税(市・県民税)の 生命保険料控除が替わります

現行の生命保険料控除は、「一般生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」の2種類に分けられていますが、平成24年1月1日以後に契約した生命保険契約等については、医療保険、介護保険を対象とした「介護医療保険料控除」が新たに設けられ、3種類の控除に分けられます。

①平成24年1月1日以後に締結した保険契約等(新契約)の場合

「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」及び「介護医療保険料控除」が契約内容に基づき適用され、控除額はそれぞれ次の表のとおり計算します。

| 年間の支払保険料 | 控除額 |
|--------------------|----------------------|
| 12,000円以下 | 支払保険料の金額 |
| 12,000円超 32,000円以下 | 支払保険料の金額×1/2+6,000円 |
| 32,000円超 56,000円以下 | 支払保険料の金額×1/4+14,000円 |
| 56,000円超 | 一律28,000円 |

②平成23年12月31日以前に締結した保険契約等(旧契約)の場合

「一般生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」が契約内容に基づき、それぞれ適用され、控除額は、従前のとおり次の表のとおりです。

| 年間の支払保険料 | 控除額 |
|--------------------|----------------------|
| 15,000円以下 | 支払保険料の金額 |
| 15,000円超 40,000円以下 | 支払保険料の金額×1/2+7,500円 |
| 40,000円超 70,000円以下 | 支払保険料の金額×1/4+17,500円 |
| 70,000円超 | 一律35,000円 |

③新契約(平成24年1月1日以後契約分)と旧契約(平成23年12月31日以前契約分)の両方の保険契約等がある場合

「一般生命保険料控除」及び「個人年金保険料控除」の控除額は、それぞれ次の1及び2の金額の合計額(ただし、上限28,000円)となります。

1. 新契約の支払保険料について、上記①により計算した金額
2. 旧契約の支払保険料について、上記②により計算した金額

※また、上記①②③いずれの場合においても、控除額の合計の適用限度額は70,000円です。

おたずね/市民税課 ☎21-6770

平成26年1月から 記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます

個人で事業(農業を含む)や不動産貸付等を行う全ての方について、記帳と帳簿等の保存が必要となります。

- 収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。
- ご不明な点については、税務署までお問い合わせください。

【帳簿・書類の保存期間】

| 保存が必要なもの | | 保存期間 |
|----------|--------------------------------------|------|
| 帳簿 | 収入金額や必要経費を記載した帳簿(法定帳簿) | 7年 |
| | 業務に関して作成した上記以外の帳簿(任意帳簿) | 5年 |
| 書類 | 決算に関して作成した棚卸表その他の書類 | 5年 |
| | 業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、送り状、領収書などの書類 | |

【おたずね】

出雲税務署
個人課税第一部門
(記帳指導担当)
☎21-0440

《音声ガイダンスに従い、「2」を押してください。》

詳しくは、「国税庁ホームページ」をご覧ください。

国税庁 で 検索

※「個人で事業を行っている方の帳簿の記載・記録の保存について」をご覧ください。